

民事法律扶助制度を利用する

今月号の特集は、民事法律扶助制度である。

リーガルアクセスの拡充という観点からも、弁護士業務の拡大という観点からも、なお一層、弁護士が民事法律扶助事件を担っていくことが期待されている。そこで、まず、Ⅰにおいて、民事法律扶助制度を概観した。民事法律扶助制度が1952年に設立された法律扶助協会から2006年に設立された日本司法支援センター（以下「法テラス」という）に承継され、現在に至るまでの沿革と特色が一読できる。

次に、Ⅱにおいて、弁護士が法律扶助事件を担当するときどのようなプロセスを経るのかを概観した。法テラスの民事法律扶助の担当職員に受任

弁護士がしばしば電話で問い合わせる事項を念頭に置きながら、時系列に沿って、弁護士目線で手続きを概観した。

最後に、Ⅲにおいて、今後の展望を概説した。日弁連が民事法律扶助制度をどのように改革していく方針であるのか、すなわち、運用による改善点や、立法的・国家予算的課題が述べられている。

（臼井 一廣）

CONTENTS

- Ⅰ 民事法律扶助制度の理念と現状
- Ⅱ 現在の民事法律扶助制度の概観
～法テラスと日弁連の事業の俯瞰
- Ⅲ 今後の展望

Ⅰ 民事法律扶助制度の理念と現状

日弁連 日本司法支援センター推進本部 民事法律扶助制度改革推進本部 副本部長
亀井 時子 (19期)



1 わが国の民事法律扶助制度の特徴

(1) 法律扶助協会から法テラスへ

1952（昭和27）年に設立された財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という）の民事法律扶助制度（以下「扶助制度」という）は、2006（平成18）年、55年の歴史を閉じ、独立行政法人に準じた日本司法支援センター（以下「法テラス」と

いう）に承継された。基本法の下で、大きな資金により、自主事業として運営されていた人権救済事業も含めた幅広いサービスの提供、全額償還制を解消し市民の負担を軽くした扶助制度の構築が、私たちの長年の期待であった。確かに、基本法の総合法律支援法は国の責任を明確にした上で、全国に地方事務所を設け、五つの事業に拡大したという意味では、扶助協会とは比べものにならない

ほど進んだ制度となったことは間違いない。

しかしながら、司法制度改革審議会意見書も指摘した対象者の範囲、対象事件の範囲、利用者の負担の在り方などの課題を、検討もしないままに引き継がれてしまったことが、未だに様々な矛盾をはらんだ制度となっている。

(2) わが国の扶助制度の沿革

扶助制度は、戦後民主化政策の一環として、GHQの指示により、法務府が日弁連に検討を要請したことから始まった。アメリカでは、国費による制度は政府による弁護士の支配を招くとの警戒感から国費による運営には批判的であり、このような事情が日弁連にも反映されたこと、戦後間もない時期に大きな国費を期待できないなどにより、日弁連は国費を財源としなかった。扶助協会は、弁護士会の業務の一つとして、1952（昭和27）年、業務を開始した。日弁連は財源として寄付金を想定したが、その実績は乏しく、扶助協会は受任者から2割の寄付を求め、さらに、「依頼者のために取り立てた金額から費用の償還」する規則（法律扶助取扱規則）を定めた。民間の財団法人であり、国の資金もない中での窮余の措置ではあった。しかし、償還は支出金額の38%で、扶助協会の資金難は解決できなかった。

(3) 国庫補助金と償還制の原点

そこで、扶助協会は補助金を国に要請し、1958（昭和33）年度から国庫補助金が交付されることになった。その根拠規定として、法務省は「法律扶

助事業補助金交付要領」を制定、原則として「支出した経費をすみやかに被扶助者から協会に償還させなければならない」と定め、その経費の全額を償還させる原則が固定されたのである。先の「法律扶助取扱規則」に比べると、訴訟の結果にかかわらず立替金の償還を求め、さらに免除は1件ごとに法務大臣の承認を要する厳しいものであった。無資力者を対象にしながらかつて諸外国にはない全額償還制の原点がここにあり、法テラスにもそのまま引き継がれたものである。

(4) 生活保護受給者の償還の猶予、免除が実現

なお、日弁連などのねばり強い要請により、2010（平成22）年1月から生活保護受給者は、経済的利益がない限り、償還の猶予、免除を原則にするとの運用が決まった。一步前進ではあるが、現在、援助を受けた人の公的給付の状況は、生活保護受給者が10.6%、年金が11%、生保・年金が1.5%であり、収入でみると、無収入が22.4%、10万円未満が15.4%、20万円未満が35.2%と、20万円以下が73%も占めている。とくに高齢者や障がい者、DV被害者などが償還を危惧して利用を躊躇するようなことがあってはならない。日弁連は、準生活保護まで償還の猶予、免除を要請したが、実現できなかった。新聞報道（09.12.10付朝日）によると、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の7独法の事業見直し評価では、「独法のお手盛り指摘」の表題の中で、「裁判費用立替制度の貸し倒れ懸念などが指摘された」とある。「貸し倒れ」の指摘は、経済的弱者に対する政策であることから

も違和感を覚える。

(5) 諸外国の制度は

国の予算規模も小さく、慈善的な貧困者対策といわれるアメリカでさえ全額給付制、韓国は償還制とはいえ、農業、漁業、軍属など全額給付制の対象者が多い。イギリスは経済的利益をうけた場合は別として、原則収入に応じた負担金制度であり、少額で、負担金を課される人は全体の15%程度である。

民間の組織として弁護士会が中心になって支えてきた草創期、資金不足を補うための歴史的遺物の償還制を、国が責任を負う立場になった現在、解消の方向で再構築していくことが喫緊の課題である。

(6) 償還制と弁護士費用

しかも、償還制であることが、利用者の負担を重くできずに、弁護士費用の低廉さを招くという悪循環になっている。利用者の負担への配慮を弁護士費用を抑えることで解決する制度は受け入れがたい。扶助制度は国の資金でになうべきであり、利用者の収入に応じた負担金制度と、弁護士費用を連動させない制度設計を期待したい。

2 新たな情報提供業務

(1) コールセンターと地方事務所の情報提供

法テラスの新しい業務として、情報提供が創設された。紛争解決に役立つ法的情報や、法的サー

ビスを提供する各相談窓口の情報を提供する制度である。

どこに相談したらいいか分からない、困りごとが法律問題なのか分からないという情報過疎を解消し、司法アクセスを容易にすることが目的である。手法は全国一つのコールセンター（以下「CC」という）への電話やメールへの対応と、全国の地方事務所への電話、面談への対応である。目玉は、全国民誰でも資力に関係なく、問い合わせできること、消費生活相談員などの専門職がFAQにより法律情報や、相談窓口の情報を提供し、転送も行うシステムである。CCと地方事務所合わせて年間約65万件の問い合わせがある。法テラスの認知度が市民の28%程度になったことにつれ、架電数も増えつつある。

(2) テレフォンアドバイザー

日弁連は、テレフォンアドバイザー（以下「TA」という）をCCの開設中、常時派遣し、CCを支えている。TAは弁護士会の電話ガイドと同様、「法律相談しない」対応であるが、市民サービスのために、さらに進化、深化させて、役に立つ具体的な回答まですべきとの意見もある。事実関係の把握が難しいこと、法教育の担保もない中で受け手の市民の理解が得られているかの不安などから、日弁連は、法律相談が必要な場合は相談窓口を紹介すべきであり、法律相談まで踏み込むべきではないと疑問視している。平成23年には、CCを地方へ移転することが決まり、TA制度の継続も改めて検討されている。

Ⅱ 現在の民事法律扶助制度の概観

～法テラスと日弁連の事業の俯瞰

日弁連 日本司法支援センター対策室 囑託

高橋 太郎 (56期)

1 民事法律扶助制度の概要

弁護士による援助や裁判のための費用を援助する民事法律扶助は、日本司法支援センター（以下「法テラス」という）が主体となって実施している民事法律扶助業務（総合法律支援法第30条第1項第2号）が、その中核となっている。

また、2007（平成19）年3月末まで財団法人法律扶助協会が「自主事業」として行ってきた各種人権救済事業については、法テラスの本来業務とはされなかったため、同年4月から日弁連が運営及び資金提供主体となり事業継続したが、同年10月からは、総合法律支援法第30条第2項に基づき、法テラスにその運営を委託し、「日弁連委託援助事業」として行われている。ただ、その運営資金の大部分は法律援助基金など日弁連から支出されており、将来の国費の導入等さらなる制度的発展を目指して、これらを法テラスへ委託しているものである。この日弁連委託援助事業には、①難民認定に関する法律援助、②外国人に対する法律援助、③子どもに対する法律援助、④精神障害者に対する法律援助、⑤高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助があり、刑事関係として、⑥刑事被疑者弁護援助、⑦少年保護事件付添援助、⑧犯罪被害者法律援助、⑨心神喪失者等医療観察法法律援助がある。

このように、民事法律扶助は、法テラスの民事法律扶助が中核となり、現行制度上、カバーできない人権救済の必要性が高い事項については、日弁連等による資金提供のもと「日弁連委託援助事

業」として補完されている関係にある。

以下では、各制度等の概説をするが、詳細については、法テラス及び日弁連による各解説や手引き、ホームページ上での案内等を参照し、不明な場合には、直接法テラス各事務所に問い合わせをされたい。

2 法テラスの民事法律扶助について

(1) 援助種類と内容

現在、法テラスが行っている民事法律扶助には、「代理援助」「法律相談援助」「書類作成援助」「前記に附帯する援助（代理援助に附帯する民事保全手続における立担保を含む）」がある。

総合法律支援法では、裁判所における民事事件、家事事件及び行政事件に関する手続の準備及び追行のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすることとしている（同法第30条第1項第2号）。そのため、労災手続や生活保護等の公的給付申請及び行政の決定に対する不服申立など行政手続に属する行為については、利用することはできない。これらのうち、生活保護申請手続は、日本弁護士連合会委託援助業務における障害者・高齢者・ホームレス等に対する法律扶助を利用することになる。

(2) 弁護士が法テラスの民事法律扶助を取り扱うために～基本契約について

「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関する

センターと弁護士・司法書士等との契約条項」に同意の上、所属弁護士会に対応する法テラスの事務所（東京弁護士会であれば法テラス東京）に対し、所定の申込書を提出する必要がある。この申込書は、最寄りの法テラス事務所で取り寄せることができる。

そして、法テラスと弁護士との間で締結する契約には、

- ①センター相談登録契約（センターの事務所で法律相談援助を担当する旨の契約）
- ②事務所相談登録契約（自分の事務所で法律相談援助を実施する旨の契約）
- ③受任予定者契約（代理援助案件の受任予定者となる旨の契約）
- ④受託予定者契約（書類作成援助案件の受託予定者となる旨の契約）

の4つの種類の契約がある。

また、東京の場合、①のセンター相談の登録の際に、別途対応可能分野や希望のセンターについて照会することとなっている。なお、センター相談登録契約をしたからといって必ず法テラスでの法律相談を担当することができるわけではなく、契約弁護士の数が多い東京では抽選等の方法により担当弁護士を決定することになり、担当弁護士は指定された担当日時法テラス事務所等へ行って法律相談を実施することになる。

(3) 代理援助について

ア 代理援助の申込み

代理援助には、次の2つのルートによる申込

がある。

- A 法律相談援助を経て審査回付の後に代理援助に至る場合
- B 弁護士が自らの事務所等で事件の依頼を受けた際、法律扶助を利用するとして、審査回付をして代理援助に至る場合（いわゆる「持込案件」）

援助申込の方法は、法テラスで相談を受けた場合も自ら依頼を受けた場合も変わらない。

ただし、必要な書類は、受任する事件の種類によって異なる。

全ての種類の事件に共通するのは、①依頼者の住民票と、②依頼者の資力を証明する書類である。これらに注意すべき点は、次のとおりである。

①住民票は、本籍地も記載された世帯全員の省略がない住民票を用意する。

②証明書類は、原則として依頼者本人と配偶者（内縁を含む）の分が必要である。

事件の種類によって必要になる書類は、概ね以下の通りである。

【離婚事件の場合】

援助申込書（一般事件用）、相談票（援助申込書の裏面）、離婚調書、戸籍謄本

【クレサラ事件の場合】

援助申込書（多重債務問題用）、相談票（援助申込書の裏面）、債権者一覧表

【上記以外の場合】

援助申込書（一般事件用）、相談票（援助申込書の裏面）、事件調書

援助申込書や事件調書、離婚調書、債権者一覧表の書式は、法テラスのホームページからも入手することができる。その他の書類は必要的ではないが、交通事故事件の場合の「事故証明書」、不動産事件（明渡し請求、遺産分割等）の場合の「不動産登記簿謄本」など審査のために有効と思われる書類は、適宜用意した方がよい。

イ 審査の流れ

援助申込は、電話等により、法テラス各事務所や出張所等まで行う。審査は申込先の地方事務所や出張所等において行われ、必要書類は申込先に直接提出する。援助申込書と事件調書（離婚調書）、及びクレサラ事件の場合の債務一覧表は、申込後審査前までに提出しておく（FAXでも構わない）。その他の書類は、審査の際に持参すればよい。

法テラス東京の場合、面接審査を原則としている。申込時に、面接審査を受ける日時を予約することになる。審査日程は混雑の程度等によって異なるが、おおむね1週間程度先の日時で予約を取ることが可能な場合が多い。

面接審査自体は、通常、5分から10分程度で終了し、必要書類に不足がなく、その他の援助要件に照らして疑義がなければ、その場で援助決定がなされる。審査員は、援助要件に合致するかどうかを判断するために、事件の内容や勝訴の見込み、資力要件等について質問する。基本的には援助申込書の記載内容や提出書類のとおり答えれば足りる。審査が通れば、その場で

契約書を作成するので、依頼者にも印鑑を持参するように説明しておく。

弁護士は、審査に必ずしも立ち会う必要はないが、事案により立ち会いが適切な場合もある。依頼者だけで面接審査に赴き、審査員の質問に十分に答えられないと、援助決定が遅れる可能性がある。事案が複雑であったり、援助要件に合致するかどうか微妙な事案の場合には、審査に立ち会って、弁護士の方から審査員に説明した方がよい。この際、援助決定後の契約書等の記入時間も含めて、1時間程度は見ておく。

弁護士が、面接審査に立ち会わなかった場合、審査決定は、郵送で代理人の事務所あてに郵送される。代理人は、同封の契約書を作成して、法テラスに返送し、かつ、事件に着手した直後と事件終了時には、報告書を作成して法テラスに提出する。

なお、高齢者、障がい者、入院中の場合など依頼者本人が出席できない場合、親族、知人等あるいは代理人予定者である弁護士に委任し、委任状を法テラスに提出して面接審査をすることが認められている。

ウ 援助の要件～資力と資産

援助の要件として、収入が一定額以下であること（資力要件）と、保有資産が一定額以下であること（資産要件）が求められている。

【資力要件のポイント】

- 収入をみるのは、申込者と配偶者（内縁を含む）の合計額。

表1 民事法律扶助資力基準早見表

- ※1 収入を見るのは、申込者と配偶者（内縁含む）の合計額
- ※2 離婚事件等で、配偶者が事件の相手方である場合はその収入は加算しない。
- ※3 就労している子ども、親、年金生活の親等同居しているが生計が別の場合は収入にも家族数にも加えない。ただし、申込者の生計に貢献していることが明らかな場合は収入に加算。

【東京都23区内】

世帯人数	家賃考慮なし		家賃・住宅ローン 控除上限額	家賃考慮あり	
	月収	年収		月収	年収
単身者	¥200,200	¥2,402,400	¥53,000	¥253,200	¥3,038,400
2人家族	¥276,100	¥3,313,200	¥68,000	¥344,100	¥4,129,200
3人家族	¥299,200	¥3,590,400	¥85,000	¥384,200	¥4,610,400
4人家族	¥328,900	¥3,946,800	¥92,000	¥420,900	¥5,050,800
5人家族	¥361,900	¥4,342,800	¥92,000	¥453,900	¥5,446,800
6人家族	¥394,900	¥4,738,800	¥92,000	¥486,900	¥5,842,800

※7人目以降は、家族1人増加につき33,000円ずつ加算。

横浜、川崎、鎌倉、藤沢、逗子、大和、茅ヶ崎、相模原、三浦、秦野、厚木、座間、横須賀、平塚、小田原の各市及び葉山町、さいたま、川口、所沢、蕨、戸田、鳩ヶ谷、朝霞、和光、新座の各市、千葉、市川、船橋、松戸、習志野、浦安の各市

【都内23区外の市と右の市】

世帯人数	家賃考慮なし		家賃・住宅ローン 控除上限額	家賃考慮あり	
	月収	年収		月収	年収
単身者	¥200,200	¥2,402,400	¥41,000	¥241,200	¥2,894,400
2人家族	¥276,100	¥3,313,200	¥53,000	¥329,100	¥3,949,200
3人家族	¥299,200	¥3,590,400	¥66,000	¥365,200	¥4,382,400
4人家族	¥328,900	¥3,946,800	¥71,000	¥399,900	¥4,798,800
5人家族	¥361,900	¥4,342,800	¥71,000	¥432,900	¥5,194,800
6人家族	¥394,900	¥4,738,800	¥92,000	¥486,900	¥5,842,800

※7人目以降は、家族1人増加につき33,000円ずつ加算。

千葉県野田市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、八千代市、茨城県全域、埼玉県草加市、八潮市、三郷市、幸手市など

【その他の地域】

世帯人数	家賃考慮なし		家賃・住宅ローン 控除上限額	家賃考慮あり	
	月収	年収		月収	年収
単身者	¥182,000	¥2,184,000	¥41,000	¥223,000	¥2,676,000
2人家族	¥251,000	¥3,012,000	¥53,000	¥304,000	¥3,648,000
3人家族	¥272,000	¥3,264,000	¥66,000	¥338,000	¥4,056,000
4人家族	¥299,000	¥3,588,000	¥71,000	¥370,000	¥4,440,000
5人家族	¥329,000	¥3,948,000	¥71,000	¥400,000	¥4,800,000
6人家族	¥359,000	¥4,308,000	¥71,000	¥430,000	¥5,160,000

※7人目以降は、家族1人増加につき30,000円ずつ加算。

【預貯金等限度額】

世帯数	金額
単身者	180万円未満
2人家族	250万円未満
3人家族	270万円未満
4人家族以上	300万円未満

*法テラス ホームページより引用

○夫婦間の紛争の場合（離婚等）には、相手方となる配偶者の資力は考慮しない。

○家賃や住宅ローン、医療費、教育費等については、援助基準額に一定限度まで加算できる。

○就労している子ども、親、年金生活の親などでも同居しているが生計が別の場合は収入にも家族数にも考慮しない。

資力基準は表1のとおりとなる。

例えば、東京23区内で3人家族の場合、収入基準は家族の月収合計29万9200円以下であるが、家賃や住宅ローンは8万5000円まで加算でき、さらに医療費が月額5000円、保育園代が月額1万5000円であれば、月収合計41万4200円以下であれば援助を受けることができる。

【資産要件のポイント】

○依頼者が居住している不動産や係争物件は、資産には含めて計算しない。金銭的評価は時価が原則だが、固定資産評価証明書の価格でも構わない。

○その他申込者又は配偶者が保有する預貯金や有価証券、不動産などの合計額で計算する。

なお、資産基準については、表1の【預貯金等限度額】のとおり定められている。

エ 受任の段階で説明を要する事項

①契約の仕組み

事件の処理をするのは自分であるが、法テラスと依頼者と自分の3面契約であること。

②立替額の見込み（表2参照）

事件解決後に報酬が別途発生するケースにつ

いての説明は、とりわけ丁寧にすること。

③立替金の償還義務

申込者は、原則として月額5000円ずつを償還しなければならない。ただし、申込者の収入額によって3000円から1万円までの増減がある。

原則として毎月15日にゆうちょ銀行の口座からの自動払い込み手続きとなるので、申込人が口座をもっていなければすぐに作るように指示をし、口座番号と届出印を審査のときに持参させる。

生活保護受給者については、従来、月額3000円の償還を求められていたが、2010年1月からは、事件進行中は償還の猶予をすることとなった。事件終結後も、経済的利益がなく、生活保護受給中である場合等には償還が免除される取扱いに変更となった。注意が必要である。

オ 事件処理

①着手

援助開始決定後、速やかに事件の処理に着手する。

委任状をいつもらうかについては、法テラスの事務所内での法律相談からスタートした事件については、法テラスから援助開始決定等の書類が届いてから、申込者から委任状をもらうのが通常である。持ち込み事件については、弁護士判断に任されているが、クレサラ案件で急を要する場合に、法テラスの開始決定等の書類が届く前でも、委任状をもらい着手するのが望ましい。

表2 代理援助立替基準(一例)

	案件の内容	訴 額	実 費		着手金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
金 銭 事 件	(イ)交通事故, その他損害賠償 請求,金銭請求 事件	~50万円未満	25,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合,印紙代を追加する。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。
		50万円以上 100万円未満	35,000円		94,500円	
100万円以上 200万円未満	〃	126,000円				
200万円以上 300万円未満	〃	157,500円				
300万円以上 500万円未満	〃	178,500円				
500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	〃	210,000円 231,000円				
	(ロ)手形訴訟		(イ)の2分の1		(イ)の2分の1	
家 事 事 件	離婚・認知等請求		35,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合,印紙代を追加する。	○公示送達事件 84,000円 ○金銭請求を伴わないもの 189,000円~241,500円 標準額を220,500円とする。 ○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。 ただし220,500円を下回らないものとする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。
		遺産分割事件 (調停も同様)	35,000円		金銭事件に準ずる。	
そ の 他	自己破産事件	債権者数 1社~10社 11社~20社 21社以上	23,000円 23,000円 23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは,基準額に13,000円を加算し,それぞれに分割して支出する。	126,000円 147,000円 178,500円	1.管財事件は210,000円まで支出することができる。 2.夫婦双方援助のときは,双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し,それぞれに分割して支出する。 3.事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで支出することができる。

*法テラス「民事法律扶助業務の解説(平成19年度版)」より抜粋

着手後3カ月以内に,着手報告書を法テラスに提出する(FAX可)。

②中間報告書が必要な場合

依頼者と連絡がとれなくなった場合や,信頼関係が崩れ辞任を希望する場合,関連して他の手続きの援助が必要になった場合等には,中間報告書を法テラスに提出する(FAX可)。

③終了

事件処理が終了したら,速やかに結果報告書を法テラスに提出する(FAX可)。

審級ごとで別事件となる。たとえば,一審で勝訴判決が出たが相手方に控訴された場合,一旦,その旨の結果報告書を提出する。その際に,控訴される可能性と控訴された場合の受任の可

否についても言及することが望ましい。実際に控訴されたら、追加の報告書を提出する。

カ 追加の実費について

着手時に事件に応じて想定した実費が支給される場所、追加費用が生じた場合には、追加費用支出申立書を作成し、請求書、支出明細書などの疎明資料を添付して、地方事務所に申し立てることができる。この申立てに対しては、審査に付されて決定される。なお、追加費用の支出にあたっては被援助者の同意が必要である。

追加費用支出の限度額は次のとおりである。有効に活用されたい。

- ①鑑定料 50万円
(ただし、医療過誤事件は80万円)
- ②登録免許税 35万円
- ③印紙代 35万円
- ④執行予納金 50万円
(ただし、民事執行(不動産事件)は100万円)
- ⑤記録謄写料 20万円
(ただし、5000円を超える部分)
- ⑥通訳料 10万円
- ⑦翻訳料 10万円
- ⑧その他の実費 30万円
(予納郵券6400円超過分(官報公告用の予納金は含まない)、戸籍謄抄本・登記簿謄本等の取得費、弁護士会紹介手数料などの合計額)

キ 報酬

①基本的な考え方

報酬金は、基準に従って、地方事務所長が決定する。

金銭に関する事件(原告事件)については、「申込者が現実に入手した金銭の10%+消費税」が本人負担で支払われるのが大原則である。

離婚事件等で金銭的利益がなく離婚と親権を得たときには、8万円+消費税を前提として、法テラスが立て替える。

クレサラ事件の場合、過払金を回収したときにだけ報酬(任意の場合15%+消費税、訴訟提起後の場合20%+消費税)が発生する。

被告事件の場合、原則として、原告の請求を排除したときに着手金の70%+消費税を法テラスが立て替える。

以上の詳細については、法テラスのホームページを参照されたい。

②手続

事務所に報酬決定書がFAXされる。預かり金がある場合、報酬決定書に定められた報酬額を控除して、申込人に送金する。法テラスが報酬を立て替える場合、通常、報酬決定の翌月25日前後に、登録口座に報酬額が振り込まれる。

③不服申立て

報酬額に不服がある場合、決定があった日から30日以内に、地方事務所長に不服申立書を提出する(FAX可)。

(4) 法律相談援助について

ア 法律相談援助～法テラス事務所等相談と自分の法律事務所での相談

法律相談援助は、扶助要件を満たした方に対して弁護士等が行う無料法律相談であり、相談担当弁護士には支出基準に応じた相談費用等が支払われるが、相談者には償還の必要がない。

法律相談援助による法律相談には、主に、①法テラス事務所等で法律相談を行うセンター法律相談、②事務所相談登録弁護士の法律事務所で行う法律相談がある。

また、法律相談援助の実施場所での相談にアクセスすることが困難な人（高齢者・障がい者等）を対象とした「出張法律相談」もある。

（なお、指定相談場所（弁護士会等の相談所のうち法テラスの法律相談援助を行う場所として指定を受けたもの）での法律相談については、省略する。）

①の法テラス事務所等での法律相談は、東京の場合、先に述べたように、センター相談の登録をした弁護士の中から、抽選等の方法により決定した担当弁護士が、指定された担当日時に法テラス事務所等へ行って法律相談を実施する。

②の相談登録弁護士事務所での法律相談については、法テラスと「事務所相談登録契約」をした弁護士が自分の事務所で行った法律相談に、法律相談援助を利用できることを知らない契約弁護士もいるようであるが、是非利用して頂きたい。ただし、事務所相談の全てを無料でやっている場合は、扶助要件該当者だからといって法律相談援助費用の請求はできない。

イ 利用の手順

まず、要件を確認する。要件は、「一定の資力要件の範囲内の国民であること（資力要件）」「民事法律扶助の趣旨に適すること」の二つだけである。相談しないと分からない事項である、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」は、代理援助等と異なり、要件ではない。

また、資力要件については、自己申告で足り、証明書等を提出する必要はない。そして、要件を満たせば、法律相談援助の利用ができる。

②の相談登録弁護士の事務所での法律相談の場合、相談後、援助申込書と法律相談票（法テラスホームページ上に書式がある）に記入をし、地方事務所へ提出（FAX等）する。これによって、費用の請求もしたことになる。

ウ 特に注意すべき点

○法律相談票等は、開示請求者に開示されることがあるので、記載には十分に注意されたい。近時、相談者からの開示請求も増加しているようである。

○同一の申込者の同一問題についての継続相談は、契約弁護士が相当と認めた場合に限り、3回が限度である。

○相談者から引き続き私選で事件委任することは原則としてできない。自らと直接委任契約を締結するよう、相談者を勧誘することもできない。ただし、地方事務所長の承認を得て行うことは可能であり、この場合、地方事務所長に対し、理由を示してその承認を求める

必要があり（「援助要件該当案件の私選受任勧誘についての承認申請書」）、承認を得た場合は、相談者から「私選委任に関する確認書B」を提出してもらう。

エ 簡易援助について

法律相談援助は、口頭での法的助言をその内容とするが、簡易な文書作成のみで問題解決が可能であり、法律相談援助時間内に作成できる文書であれば、簡易な法的書面の作成・交付も可能である。これを「簡易援助」という。例えば、時効の援用の通知書等、簡単な書面だけで問題解決する場合が典型例であろう。

ただし、あくまで相談者本人名義の文書作成であり、文書の発送は被援助者自身が行うものである。また、利用の手続詳細については、法テラス契約時に配布される「民事法律扶助業務の解説」等で確認されたい。

(5) 書類作成援助について

書類作成援助とは、弁護士等に対し、民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して、その報酬や実費を被援助者に立て替えるものである。

主に司法書士が利用しているが、弁護士が利用するのは、法律相談援助の結果、本人名の書面を作成するだけで解決する場合や、少額事件など弁護士が代理援助を利用すると、依頼者の負担がかえって大きくなる場合などが考えられる。

対象は訴訟手続における各種書面、各種申立書等の作成であり、代理援助立替基準とは別に、そ

の種類に応じて実費および報酬が定められている（書類作成援助立替基準・業務方法書資料3）。

たとえば、30万円を請求する少額事件の場合、基準によれば、代理援助事件では実費25,000円・着手金63,000円となるが、書類作成援助だと実費8,000円、報酬21,000円となり、本人が申立をし、訴訟追行することにはなるものの、経済的負担は軽減される。

3 日弁連委託援助事業について

（注：以下は、刑事関係（刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助、犯罪被害者法律援助、心神喪失者等医療観察法法律援助）の場合の説明は割愛している。）

弁護士が日弁連委託援助事業を利用した案件を扱うためには、「日本弁護士連合会委託援助契約申込書」により、法テラスとの間で「日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約」を締結する必要がある。個別案件の申込時に契約することも可能だが、できる限り事前に契約しておく。

具体的案件での申込にあたっては、「申込書」「重要事項説明書」「日本弁護士連合会委託援助個別契約書」を法テラス地方事務所へFAX送信（または郵送や持参）する。ただし、現実に利益を得る場合を除いて、申込者が20歳未満の場合には、援助金の負担を求めることがないので、「重要事項説明書」「日本弁護士連合会委託援助個別契約書」は不要である。また、印鑑を使用する習慣がない外国人の場合、サインのみでよい。

Ⅳ 今後の展望

日弁連 日本司法支援センター推進本部 民事法律扶助制度改革推進本部 事務局長

淵上 玲子 (35期)



1 民事法律扶助制度の改革

日弁連では日本司法支援センター推進本部内に民事法律扶助制度改革推進本部（以下「扶助本部」という）を2008（平成20）年12月に立ち上げ、民事法律扶助の拡充に向けた取組をはじめた。日本司法支援センター（以下「法テラス」という）の業務開始時において、民事法律扶助制度について検証されることなく、財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という）の仕組みをそのまま引き継いだことから、制度全体については司法改革における積み残し課題とされていたものである。

2 運用による改善

弁護士の手により作られた扶助協会はその軟弱な財政的基盤のため立替償還制を原則とし、償還金を次の扶助を行うための重要な資金と位置づけるをえなかった。そのため、生活保護受給者においても、原則として償還金の返還を求めるなど、最低の生活を保障するはずの生活保護費から代理援助費用を返済しなければならないという矛盾を生じさせていた。この運用は法テラスにも引き継がれ、多重債務者については代理援助がはじまることだけで経済的余裕が生じるとして、生活保護受給者においても償還猶予はしないという運用が行われていたものである。

扶助本部の活動の重点項目のうち、運用で改善

をはかりうるものとして、生活保護受給者および準生活保護要件に該当する者（生活保護費は受けていないが、準ずる程度に生計が困難であるとき）に対する立替償還の猶予および免除の原則的運用を掲げ、法務省および法テラスと協議を重ねてきた。その結果、2010年1月から生活保護受給者については、立替償還の猶予および免除の運用が原則化することになったものである。新件のみならず、すでに償還進行中の生活保護受給者も対象とされる（ただし、過去分の返還はない）。

3 抜本的な改革に向けて …給付制の実現

しかしながら、運用による改善には自ら限界がある。生活保護受給者のみならず、準生活保護要件に該当する者まで拡大させるとすれば、扶助利用者全体の30%程度が対象となると見込まれている。今回も準生活保護要件該当者まで対象とすることができなかったように、原則を立替償還制としながら、例外を拡げることはきわめて困難なことである。

他方、準生活保護要件に該当するような経済困窮者においては償還義務が生じるということで、利用をためらうという事態が生じている。高齢者、障がい者、DVの被害者、失職者などである。同人らは月額5000円の返済でも困窮することから、権利救済を求めることができる立場でありながら、

民事扶助制度の利用を躊躇するという現実がある。これは、民事扶助制度がセーフティネットとしての機能を十分に果たしていないと評価されるものにほかならない。

そこで、立替償還の原則を変更して、原則給付制とし経済的困窮度に応じて一部負担制を導入することを提言するものである。このテーマにもとづき、日弁連は9月に法律扶助拡充に関する法案を検討中の米国へ、調査団を送るとともに、その内容を踏まえて2009（平成21）年11月17日に民事法律扶助に関するシンポジウムを開催した。諸外国の制度においては、予算の規模や民事法律扶助の位置づけ（社会保障制度としての扶助か救貧対策としての扶助か）などそれぞれに異なるものであるが、償還制を取るところはほとんど存在しない（日本の扶助制度を参考に作られたとされる韓国の制度でも基本的には給付制が原則に近い）。

米国の扶助制度に関する第一人者であるアラン・ハウスマン氏は、上記シンポジウムのために日本の立替償還制度に対し、「先進国の制度としてふさわしくありません。日本が他の先進国に匹敵するような制度の発展を望むのならば少なくとも、貧困者に対する無償の法律扶助を認めるべきです。利用者の状況を見れば扶助を利用することにより、住宅や食糧等の生きるために必要なお金を支払えなくなることは理解できるはずです。」というメッセージを寄せている。

国会議員、消費者代表のパネリストの方々

の発言もあり、給付制および一部負担制の導入については、法テラスに十分な財政的措置を必要とするものであり、今後制度設計を含めた議論を行うとともに、社会の理解を求めていく運動がきわめて重要であることをあらためて認識されたものである。

このシンポジウムでは他に対象事件の拡大という見地から一定の行政手続の支援を扶助の対象とするなどの提言も行った。総合法律支援法改正をも視野に入れた民事法律扶助制度改革のための第一歩として、このシンポジウムは意義が大きいと評価されている。

4 民事扶助予算の拡大に向けて

平成21年度の民事法律扶助の大幅な伸びは経済情勢の悪化、法テラスの認知度の向上等によるものといわれており、年度途中に予算不足が懸念された。日弁連は各地で代理援助を受けられない事態が生じることのないように適切な対応が必要であるという要望書を出すなどの活動をし、法務省・法テラスの尽力もあり、一定の理解を得られ、最悪の事態を避けることはできる見込みである。

扶助のひかりを社会の隅々に照らすという法テラスの重要性は益々増加している。平成21年度だけではなく、セーフティネットとしての法テラスの存在意義が失われることのないよう、今後も優先順位のきわめて高い財政的措置を求めていく必要があると考える。